

1. 件名：「東通原子力発電所1号炉の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(60)」

2. 日時：令和2年7月6日(月)13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、中村主任安全審査官、佐藤主任安全審査官、永井主任安全審査官、菅谷技術研究調査官

東北電力 土木建築部 部部長 他10名(テレビ会議システムによる出席)

5. 要旨

(1)東北電力から、平成26年6月10日に申請のあった東通原子力発電所1号炉の設置変更許可申請のうち、敷地周辺～敷地の地形、地質・地質構造に関するコメント回答について、本年6月15日に開催された「地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(59)」における提出資料及び本日提出された当該ヒアリングからの変更、追加資料について、説明があった。

(2)原子力規制庁から、以下の事項について事実確認をした。

H17A 測線及び H28-Line3 測線における各反射断面解釈図上の反射面(C)の意味合いについて。また、H17A 測線の反射面(C)が H28-Line3 測線においても示される可能性について

F - 1 断層の連続性評価のための確認項目について

19H-3 孔の調査において、比抵抗型孔壁イメージング検層(XRMI)を行っている理由について

F - 1 断層のパネルダイヤグラムにおける表現方法について

19H-2 孔等のボーリング柱状図において、F - 1 断層破砕部及びF - 1 分岐断層破砕部と区分して評価した根拠について

(3) 東北電力から、確認事項に対し、以下の回答があった。

H17A 測線及び H28-Line3 測線はほぼ同じ位置の測線であり、反射面(C) は、それぞれの解釈図上で、深度の異なる全く別の反射面を表している。誤解を招く表現になっているため、記載の適正化を図る。また、H17A 測線の反射面(C) は、H28-Line3 測線にも示される可能性があるため、再検討する。

各ボーリング孔における断層は、走向傾斜や破砕部性状を、表形式で記載しているが、確認事項を踏まえ、その他の項目についても記載の拡充を図る。

19H-3 孔の F - 1 断層位置の深度は、その他のボーリング孔に比べて深いため、ボアホールカメラによる調査は行わなかった。

情報が多岐にわたり少し分かりにくいいため、主張したい点を強調する等、表現方法を再検討する。

F - 1 断層破砕部及びF - 1 分岐断層破砕部のそれぞれのボーリングコア(写真) の破砕部幅等の性状の違いから、区分して評価した。

(4) 引き続き、東北電力から、(1) に記載の設置変更許可申請のうち、新規制基準適合性審査の今後のスケジュールの見通しについて、以下のとおり説明があった。

「震源を特定して策定する地震動」については、現時点で説明可能な「プレート間地震」及び「プレート内地震」の資料を作成しており、1 ~ 2 ヶ月後に併せて説明したいと考えている。

「連動型地震による津波」については、資料の準備は整ったが、合同で説明予定の近隣サイトの資料準備を待っている状況である。また、「地震以外の要因による津波」についても資料準備は出来ている。

(5)原子力規制庁から、今後のスケジュールの見通しに対して、以下の回答を行った。

資料が出来たら、「プレート間地震」及び「プレート内地震」を併せて説明すること。

事業者間で資料内容を確認の上、スケジュールを調整して説明すること。

「地震以外の要因による津波」については先行して説明してもよい。

6 . 提出資料

- ・東通原子力発電所 1号炉 コメントリスト(地震・津波関係): 審査会合
- ・東通原子力発電所 敷地周辺～敷地の地形、地質・地質構造について(震源として考慮する活断層の評価)(コメント回答)(追加説明資料)